

# 都市計画概要 2013

## 第 2 編 名古屋の都市計画の現況

### 第 4 章 公園緑地の計画と自然環境の保全

4－1 緑の基本計画

4－2 公園・緑地

4－3 墓園

4－4 自然的環境の保全等のための地域地区

### 4-1 緑の基本計画

本市では、平成 13 年 3 月策定の「名古屋市みどりの基本計画（花・水・緑なごやプラン）」を改定し、平成 23 年 3 月に「なごや緑の基本計画 2020」を策定・公表した。この計画は、都市緑地法第 4 条に基づき市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画であり、「名古屋市基本構想」を受けた名古屋市の緑に関する総合的な計画としても位置付けられている。

#### (1) めざす緑の都市像

「なごや緑の基本計画 2020」では、めざす緑の都市像「緑と水の豊かな自然共生都市」を設定し、緑に包まれた健康で快適な暮らしを維持し、緑豊かな地域の環境に誇りと愛着を持つことのできるようなまちをめざしている。

#### (2) 計画の体系

めざす緑の都市像の実現に向けて、3つの基本方針と目標を定め、また特に重点的な取り組みが必要となるテーマを「リーディングプロジェクト」として位置づけている。(図 2-4-1 参照)

##### <基本方針>

- 1 みんなで取り組む緑のまちづくり
- 2 人と生き物が快適に暮らすまちづくり
- 3 既存の緑を大切にすまちづくり

##### <目標（平成 32 年度）>

- 1 主な緑のまちづくり活動に携わった市民の延べ人数…延べ 25 万人
- 2 緑被率…27%  
市民 1 人当たりの都市公園等の面積…10 m<sup>2</sup>
- 3 まとまりのある緑の箇所、面積、農地の面積…減少ペースを抑制し、可能な限り維持

##### <リーディングプロジェクト>

- 1 緑に関わる市民を増やす  
オアシスの森づくり、市民による緑の管理等
- 2 緑と水の回廊をつくる  
緑陰街路の形成、緑化地域制度等の推進等
- 3 今ある緑を可能な限り保全する  
樹林地維持管理の仕組みづくり、公園経営基本方針の策定等

#### (3) 計画の推進

計画の着実な推進を図るため、公園緑地や都市計画、農政、環境など各分野を担当する関係部署による全庁的な推進体制を構築する。また、本計画の推進にあたり重要な施策課題等の検討については、緑のまちづくり条例に基づく「名古屋市緑の審議会」において審議し、適切に対応していく。

なお、本計画の施策・事業の実施状況や緑被率、都市公園の整備状況等について、概ね 5 年ごとに評価し、必要に応じて計画を見直す。

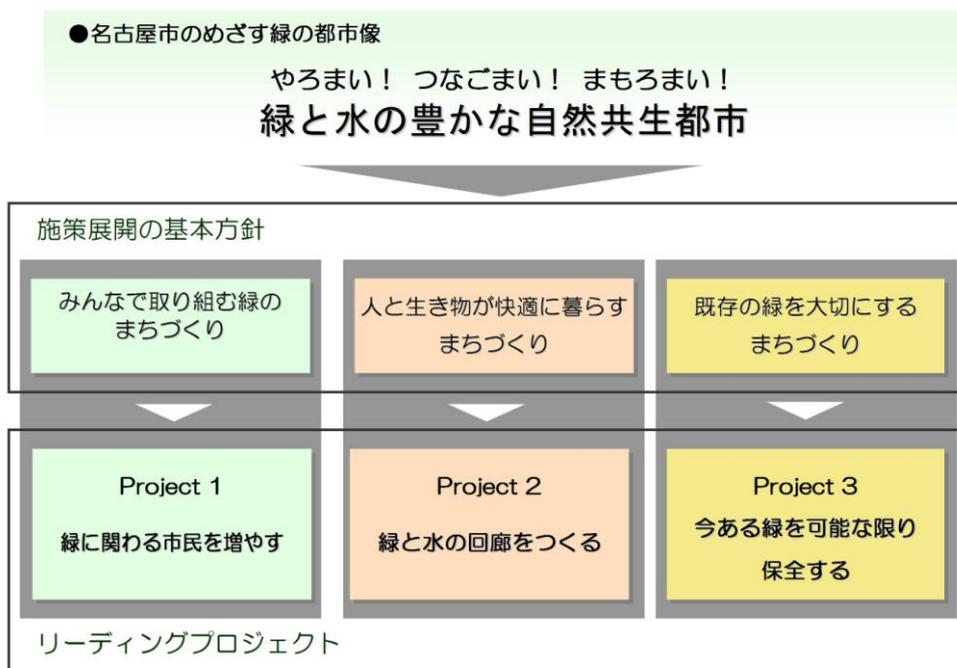


図 2-4-1 緑の都市像

## 4-2 公園・緑地

### (1) 沿革

公園・緑地は、都市環境の改善や景観の形成など人々に安らぎとうるおいを与えるとともに、地域交流や屋外レクリエーションの場として、また災害時におけるオープンスペースとしての面からも不可欠な施設である。(表 2-4-2 参照)

公園計画としては、大正 15 年 1 月、本市域の内外にわたって 24 か所、面積約 550ha を都市計画決定したのが始まりである。これらの公園は、自然の風致を保存する価値のあるものや名勝地で風致の良い場所、城跡史蹟地、神苑地等又は公園配置上必要な場所(約 2km の誘致距離)について計画したものである。

同時に、関東大震災による公園の防災機能の重要性の教訓と、相次ぐ耕地整理や土地区画整理事業による樹林地、名勝地の保全にも対応したものであった。

戦時下の昭和 15 年 12 月には、防空を目的として、市域を環状に囲むように 7 か所、面積約 826ha の緑地が都市計画決定され、庄内川緑地など 5 か所、約 648ha が防空緑地として事業化された。

戦後の昭和 22 年 5 月、戦災復興計画の一環として、従来の公園計画を一旦廃止すると同時に、それをベースに都市構成上必要なものを追加して、新たな名古屋都市計画公園として 31 か所、面積約 880.65ha を都市計画決定した。その後昭和 29 年 11 月には、復興土地区画整理事業によって確保された公園 98 か所を追加した。

昭和 33 年には、市域の拡大を機に、従来の公園・緑地の計画を全市的に見直し、大幅な追加と変更を行った。昭和 40 年と昭和 41 年にも市域拡大にあわせた公園・緑地の追加と変更を行った。

河川敷緑地については、昭和 40 年 11 月の河川敷地占用許可準則により、公園緑地等が不足している都市内の河川又はその近傍に存する河川敷地を公園緑地等へ開放する方針が定められ、本市においても、昭和 41 年から昭和 43 年にかけて 10 緑地の追加、3 緑地の変更を行った。

その後、社会情勢の変化に対応し、運河や貯木場など従来機能を果たさなくなった公有水面や施設の廃止、あるいは貨物駅、市場などの公共公益施設や民間工場の移転などの土地利用の転換による跡地の都市開発・住宅建設に伴い、多くの公園・緑地が計画された。

都市景観の向上がまちづくりの重要な目的のひとつとして注目されるようになると、公園計画も都市景観の面から見直されるようになった。昭和 61 年には、都心部の景観向上とレクリエーション機能の充実を図るため、栄公園地区の再整備計画にあわせて久屋大通公園が都市計画決定され、昭和 62 年には官庁街の庁舎建設の変更とあわせた名城公園の計画変更が行われた。

このほか、民間施行の土地区画整理事業により移管を受けた公園・緑地が本市の公園緑地計画に占める位置づけは大きく、特に新市街地においては多くの住区基幹公園が土地区画整理事業によって生み出されている。

表 2-4-2 公園・緑地の機能

機 能	内 容
都市環境を改善する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気温調節に優れ、ヒートアイランド現象を緩和します</li> <li>・ 汚染物質の吸収・吸着による大気浄化や水質浄化、騒音・振動の防止に寄与します</li> <li>・ 生物の生息地や移動の回廊となるなど、都市における生物の多様性を確保します</li> </ul>
都市の安全性・防災性を高める	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延焼を防止し、災害時の避難路・避難場所となり、人命や財産を守ります</li> <li>・ 水源の涵養や雨水の浸透により、水害を未然に防ぎます</li> </ul>
美しい都市景観をつくる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人工的で硬いイメージになりがちな都市景観に、うるおいと美しさをもたらします</li> <li>・ 地域の自然条件や歴史・文化に応じて個性的な景観を生み出し、ふるさと意識の醸成やコミュニティの形成に寄与します</li> </ul>
健康・レクリエーションの場を提供する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民生活に休息、散策、スポーツ、遊びなど健康活動や野外レクリエーションの場を提供します</li> </ul>
ふれあいの心と安らぎを与える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人々に安らぎや豊かさ、季節感を与えてくれます</li> <li>・ 都市生活の中に生き物や自然環境に対する興味をもたらします</li> <li>・ 花づくりを通じた交流など、人と自然、人と人とのふれあいの輪を広げます</li> </ul>

(2) 現況

現在、都市計画決定している公園・緑地はおよそ2,800haであり、その内訳は表2-4-3のとおりである。

なお、都市計画公園・緑地の種類、種別、モデル配置図については表2-4-5及び図2-4-6に示すとおりである。

表2-4-3 公園・緑地の都市計画決定状況

種別	箇所	面積 (ha)	備考
街区公園	619	179.79	
近隣公園	73	128.7	県営1か所
地区公園	29	174.2	
総合公園	12	512.4	
運動公園	3	73.9	県営1か所
特殊公園	8	63.7	
小計	744	1,132.69	
緑地	46	1,665.69	県営3か所 市域外含 (48.2ha)
計	790	2,798.38	

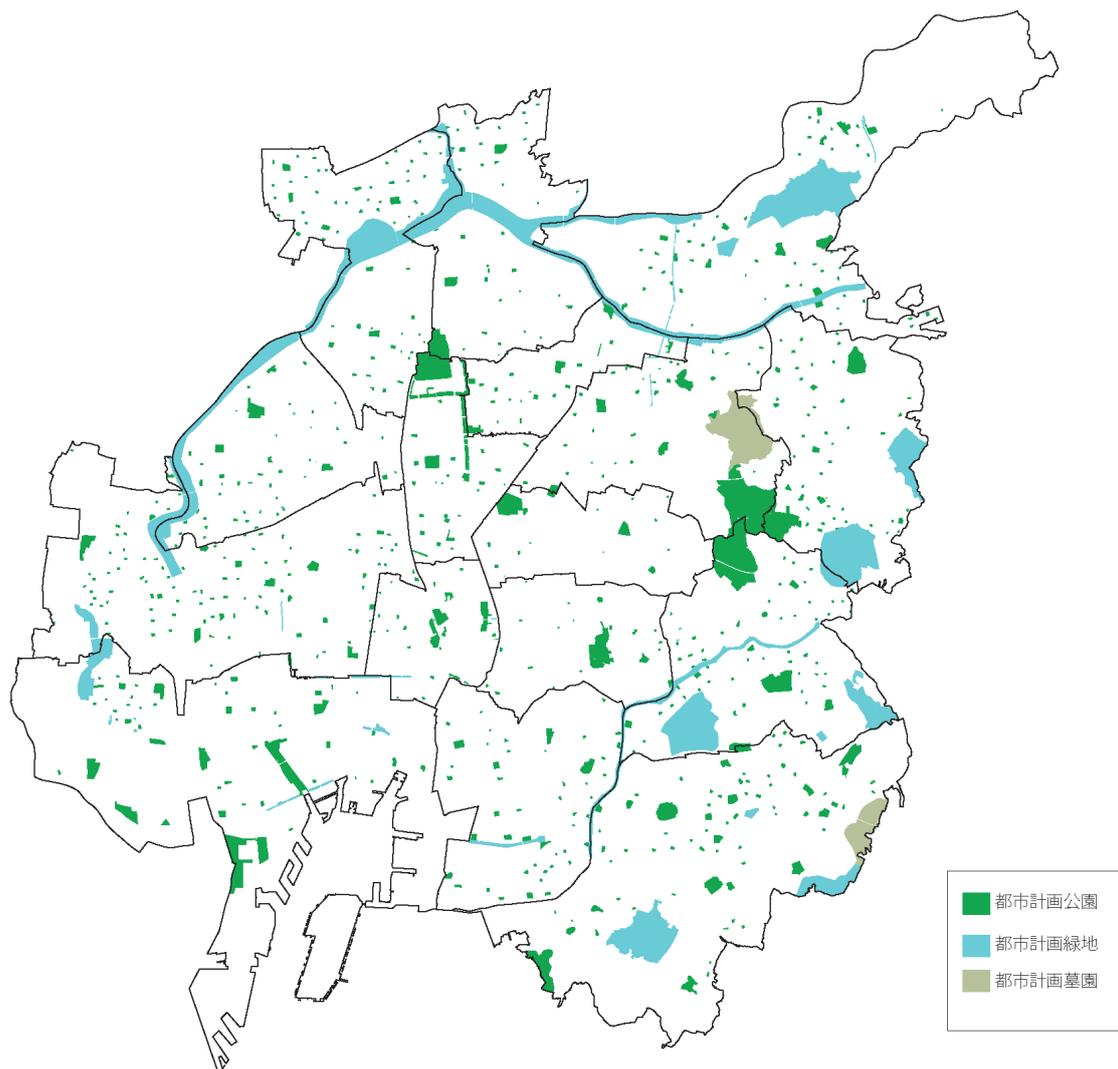


図2-4-4 都市計画公園・緑地・墓園 配置図 (平成25年4月時点)

表 2-4-5 都市計画公園・緑地の種類及びその種別

施設の種類	種別	機能の内容	標準規模
公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 0.25ha を標準
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園 2ha を標準
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園 4ha を標準
	都市基幹公園	総合公園	主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園 おおむね 10ha 以上
		運動公園	主として運動の用に供することを目的とする公園 おおむね 15ha 以上
	広域公園	一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする公園で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園 おおむね 50ha 以上	
	特殊公園	(ア) 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園 (イ) 動物公園、植物公園、歴史公園、その他特殊な利用を目的とする公園	
緑地		主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地	
墓園		埋葬を行うために設ける墓地のうちで都市の総合的な土地利用計画に基づき、緑地系統の一環として計画する公共空地	

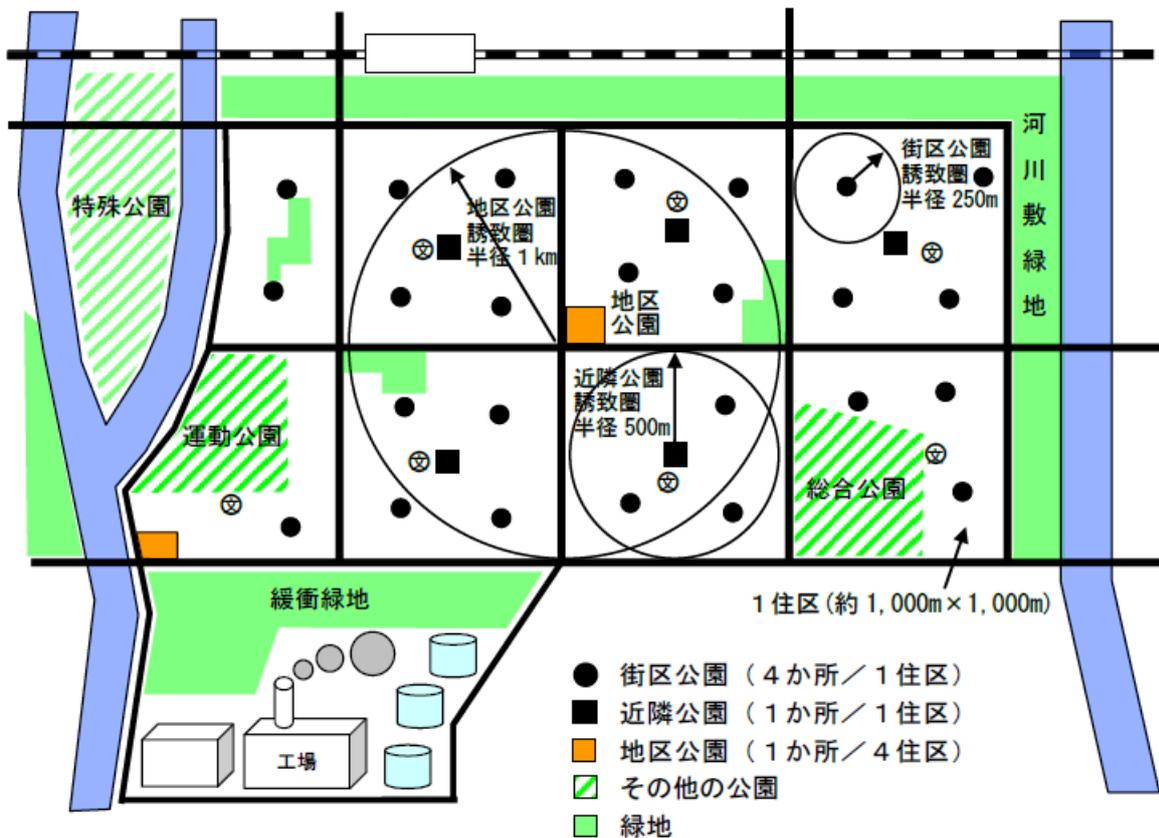


図 2-4-6 都市計画公園・緑地の配置モデル図

### (3) 事業

戦前の都市計画事業としての公園事業は、昭和 12 年に認可を受けた第 19 号運動公園（現在の瑞穂公園）が最初であり、その後、稲永公園などの 10 公園が事業決定された。これらの事業の目的は、市民の体育向上や防空のための施設整備など、戦時体制を反映したものであった。

戦後になると、復興土地区画整理事業の中で、被災した市街地の復興とともに公園の整備が図られた。復興土地区画整理事業は昭和 56 年にすべての換地処分を終了し、最終的にはこの事業によって 215 か所、約 140.8ha の公園が新たに整備された。

一方、戦後の都市計画事業としては、昭和 25 年に名城公園の一部（旧陸軍の練兵場約 23ha、現在の名城公園北園）が事業決定され、その後も着実に公園事業を進めてきた。

しかし、高度経済成長政策のもと、道路整備に公共投資の重点がおかれたため、公園・緑地の事業は思うように進まず、また、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけては、民間の土地区画整理組合から移管を受けた数多くの公園用地の整備に重点が移り、この時期は従来からの都市計画事業がやや停滞した。

そうした中、昭和 47 年には計画的な公園整備を促進することにより、急激な都市化の進展で悪化した環境の改善を図るため、都市公園等緊急整備措置法が施行された。

以後、数次の都市公園等整備五箇年計画（平成 8 年度からの第 6 次計画のみ七箇年計画）に基づき、公園の量的増大を図ってきたところである。

### (4) 長期未整備都市計画公園緑地への取り組み

公園事業の円滑かつ迅速な施行を図るため、これまで東山公園、相生山緑地、猪高緑地、荒池緑地及び氷上公園内の民有地については、都市開発資金を財源とした先行取得を行ってきた。平成 25 年 4 月以降は相生山緑地の事業着手第 1 期以外に先行取得の買取申出は受付けていない。

また、上記以外の未整備公園緑地についても、昭和 48 年に施行された公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、可能な限り土地所有者の買取希望の申出等に応じてきていたが、近年の財政状況の悪化により、以前のように対応できていない。

都市計画決定公園・緑地のうち都市公園として共用しているものは、平成 25 年 4 月時点で、767 か所、面積約 1,372ha であり、その整備進捗率は約 49%となっている。

また、本市における都市公園は、都市計画決定されていないものも含めると、1,433 か所、面積約 1,571ha、市民一人当たりの都市公園面積は約 6.94 m<sup>2</sup>となっている。

一方で、都市計画決定後長期間にわたり未着手となっている都市計画公園緑地の課題に対応するため、平成 20 年 3 月に「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」を策定した。

その中で、要買収民有地が存在する 40 の都市計画公園緑地を長期未整備公園緑地として位置づけ、都市計画の見直し方針と事業着手時期を示した整備プログラムに沿って、都市計画変更と公園事業を進めているところである。

また、用地取得のみならず、借地手法を活用したオアシスの森づくりによる早期の供用開始に向けた取り組みを進めている。

## 4-3 墓園

本市の都市計画墓園は、戦災復興計画の一環として、「都心部の墓地を郊外に移転させる」という方針に基づき、昭和 22 年に集約して当時の市域の最東部であった丘陵地に第 1 号東墓園が、さらに南部の丘陵地に第 2 号南墓園が都市計画決定された。

このうち、第 2 号南墓園については、周辺の市街化の予想以上の進展と将来の土地利用等の動向を勘案し、墓園よりも公園としての土地利用を図るため、昭和 53 年 5 月にこれを廃止した。

しかし、その後の墓地需要の増大に伴い、墓園の建設が急務となってきたことから、新たな墓園の候補地を検討した結果、昭和 59 年 8 月、本市南東部の勅使ヶ池地区に第 2 号勅使ヶ池墓園を都市計画決定した。

### (1) 第 1 号東墓園

第 1 号東墓園（約 142.9ha）は、一般に平和公園と呼ばれているが、この墓園は復興土地区画整理事業の中で、施行区域内の約 19 万基の墓碑（279 寺）を集約整理したものである。また、南部については、既存の樹林地や湿地など自然環境を生かした公園として整備を行っている。

### (2) 第 2 号勅使ヶ池墓園

第 2 号勅使ヶ池墓園（約 60.0ha）は、計画地の良好な自然環境を保全・活用し、緑豊かな魅力ある墓園として計画され、みどりが丘公園の名称で整備が進められてい

る。昭和 59 年から全体を 36,000 区画で計画し、事業に着手していたが、昭和 63 年からは 47,000 区画に見直し、現在約 24,000 区画の貸付を行っている。

#### 4-4 自然的環境の保全等のための地域地区

都市化の進行に伴い、都市における自然的環境は次第に失われつつある中、都市における緑は人間が文化的生活を営むうえで必要不可欠であり、その保全と確保は都市の重要課題となっている。

本市では、都市計画公園・緑地等の公共空地の整備とともに、民有地においても地域地区制度のうち地域制緑地といわれる風致地区、特別緑地保全地区、緑化地域及び生産緑地地区を指定し、一定の土地利用を規制・誘導することによって、都市における自然的環境の保全や緑地機能の確保を図っている。(図 2-4-7 参照)

##### (1) 風致地区

風致地区は、建築物の建築や土地の造成、木竹の伐採などの行為に対して、一定の制限をかけることにより、良好な自然的環境の保全と回復を図り、緑豊かな都市環境を形成しようとするものである。

本市の風致地区は、当初、昭和 14 年に指定され、旧都市計画法のもと、風致地区取締規則によって地区内の建築物の建築等が規制されてきた。その指定面積は、追加変更等により最終的には 23 地区、約 5,400ha に及んだ。

昭和 43 年の都市計画法の改正により、従来の指定を再検討し、規制の効果を十分発揮するよう、自然の風致に富んだ区域を重点的に指定することとし、昭和 45 年 6 月に区域を 16 地区、約 2,450ha に縮小変更した。同時に、名古屋市風致地区内建築等規制条例により規制を行うこととなった。

昭和 53 年 12 月、風致地区内の建築規制に段階規制の考え方を導入し、建ぺい率及び壁面後退の程度に応じて第一種風致地区と第二種風致地区を設定するとともに、竜泉寺風致地区の追加決定や小幡風致地区等の区域拡大を行い、17 地区、約 2,831ha とした。

その後、全市にわたる地域地区見直しへの対応や都市計画公園・緑地との整合性を図るとともに、既決定風致地区と一体となった緑の連続性の確保及び文教環境や樹林地を主体とする自然的環境の保全を方針とする見直しを行い、昭和 61 年 4 月に 18 地区、約 3,009ha に区域拡大、変更した。

また、平成 5 年 3 月には、風致地区内における土地区画整理事業との整合を図るため、種別の変更と幹線道路沿の区域削除を行った。その後、11 度の区域変更と種別変更を行い、現在 18 地区、約 2,991ha を指定している。

風致地区内においては、建築物の建築その他工作物の建設、宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更、水面の埋立、もしくは干拓、木竹の伐採、土石の類の採取及び移動の容易でない物件の設置等を行う場合は、同条例により市長の許可が必要となる。

また、平成 13 年には「風致地区における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」の改正に伴い、色彩の変更に関する規制、樹木の保全・植栽の基準の明確化等に伴う規制項目の追加や、平成 16 年 5 月には、地区の特性にあわせたきめ細やかな風致の保全・創出を図るため、同条例の大幅な改正を行った。

##### (2) 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき、良好な自然環境を保っている都市内の樹林地や草地、水辺地などに指定し、都市における緑地の適正な保全を図ろうとするものである。なお、平成 16 年度の都市緑地保全法からの法改正に伴い、従来の緑地保全地区という名称から特別緑地保全地区となった。

同法では、指定要件として次の三つをあげている。

- ◆ 無秩序な市街化の防止、公害・災害の防止等のための遮断地帯、緩衝地帯、避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- ◆ 神社、寺院等と一体となって、又は伝承・風俗慣習と結びついて、伝統的又は文化的意義を有するもの
- ◆ 風致・景観が優れ、又は動植物の生息地・生育地として保全する必要がある緑地で、地域住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの

本市の特別緑地保全地区は、昭和 55 年に熱田神宮や名古屋城、興正寺など、本市を代表しうる史跡及び神社、仏閣境内地等の緑地について 25 地区、約 103.2ha を指定したことが始まりである。

その後、第 2 次指定(昭和 57 年)では、城山八幡など 11 地区、約 16.9ha を、第 3 次指定(昭和 59 年)では、愛知県護国神社など 9 地区、約 6.8ha の追加指定を行った。

昭和 61 年の第 4 次指定では、それまでの神社、寺院等の境内地だけでなく、風致や景観に優れ、学術的価値の高い緑地を指定の対象とし、八竜など 10 地区、9.5ha を、

さらに第 5 次指定（平成 2 年）では、丸山神明社など 12 地区、約 3.7ha を指定した。

平成 15 年の第 6 次指定では、動植物の生息生育場所となる緑地を指定の対象とし、東山公園天白溪湿地など 4 地区、約 43.2ha の指定を行った。さらに平成 22 年の 1 地区の追加や区域変更を経て、現在、72 か所、約 197.0ha を指定している。

特別緑地保全地区内においては、緑地の現状維持を基本とした厳しい規制が行われ、建築物等の建築や土地の形質の変更、木竹の伐採及び水面の埋立等、緑地の保全に影響の及ぼすおそれのある行為は市長の許可を受けなければならない。これと同時に、行為が許可されないことにより損失を受けた者に対しては、土地の買取も含め、市がその損失を補償することになっている。

また、市は土地所有者に対して、緑のまちづくり条例による支援や、市税減免条例による税の減免等の優遇措置を行っている。また、平成 13 年の都市緑地保全法（当時）の改正により、地方公共団体等が土地の所有者等と管理協定を結び、特別緑地保全地区の管理を行うことが可能になっている。

### （3）緑化地域

緑化地域は、都市緑地法に基づき、一定規模以上の敷地で建築物の新築等を行う場合に緑化を義務付ける地域で、都市計画において対象となる区域と緑化率の最低限度を定めている。（図 2-4-8 参照）

本市では、民有地を中心とする市域の緑化を推進する方策として、市街化区域全域（約 30,258ha）を緑化地域として定め、平成 20 年 10 月より全国に先駆けて緑化地域制度を導入した。

同法では、建ぺい率の最高限度が 80% を超える緑化の義務が発生しない敷地や、緑化地域を定めることのできない市街化調整区域においても、緑のまちづくり条例に基づいて緑化を義務付け、中心市街地等の緑化を推進している。

### （4）生産緑地地区

生産緑地地区は、市街化区域内において公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設等の敷地として適し、農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められる農地等に指定している。

生産緑地地区は、昭和 49 年に制定された生産緑地法に

おいて、第一種生産緑地地区と第二種生産緑地地区に区分されていた。その後、大都市地域における住宅・宅地供給の促進と農地の計画的な保全の必要性から、市街化区域内の農地を宅地化するものと明確に区分することとなり、農地税制の改正とあわせ、平成 3 年に法が改正され、この中で指定要件の緩和と種別区分の廃止が行われた。

本市では、平成 4 年から改正法による生産緑地地区の指定を行っており、現在、約 294.9ha を指定している。

生産緑地地区内の土地は、農地等として管理しなければならない、建築物の建築や土地の形質の変更などの行為は市長の許可が必要となる。

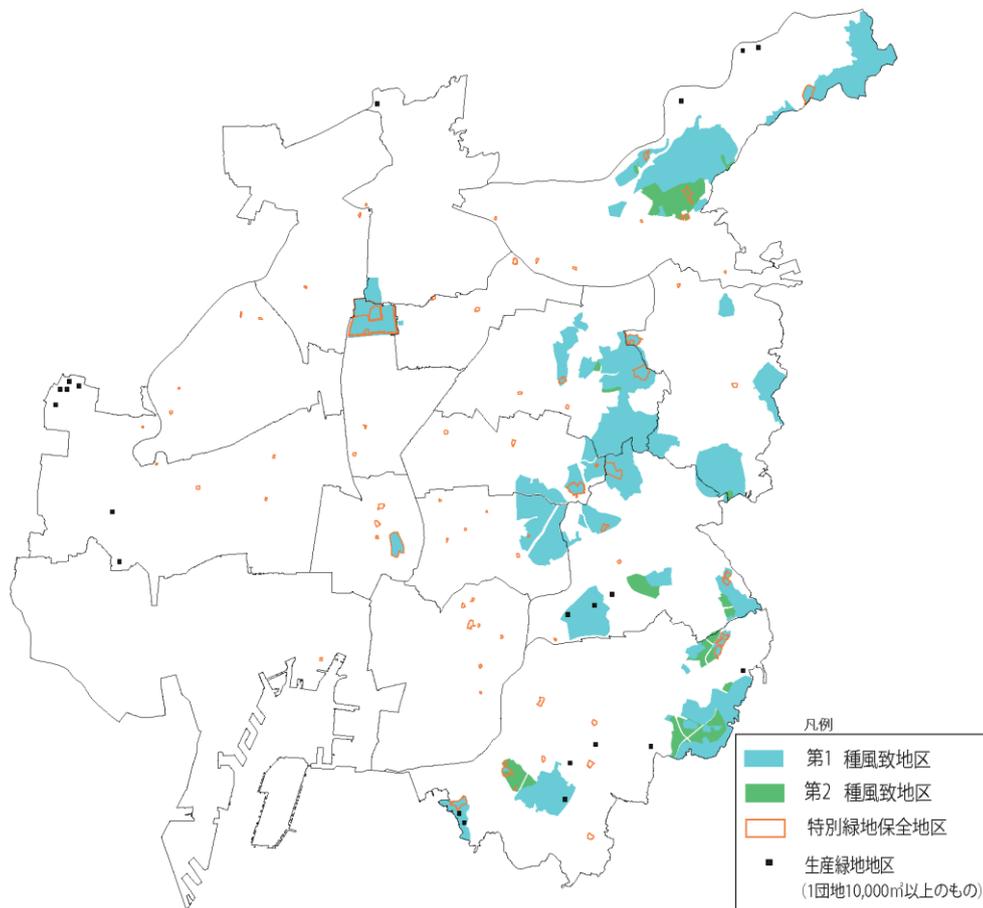


図2-4-7 風致地区・特別緑地保全地区・生産緑地地区 配置図 (平成25年4月時点)

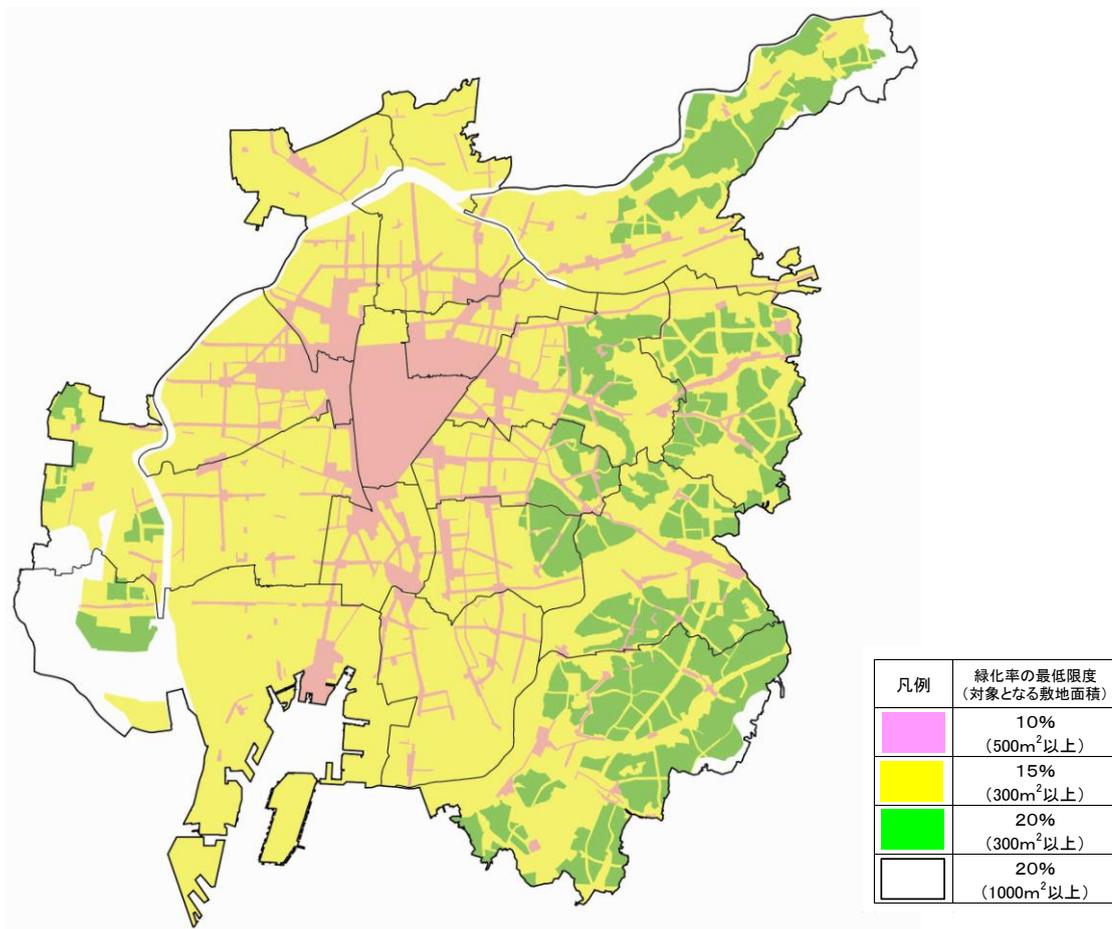


図2-4-8 緑化地域で定める緑化率の最低限度の適用概略図